

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市人材・労働力確保支援事業補助金
補助の区分	事業補助（その他事業補助）
補助の概要	佐渡市内の事業所の採用活動や広報活動等により企業の認知拡大を図ること で、UIターン者等の人材の確保につなげ、安定した雇用を創出することを目的 に、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）で定める市内の中小企業者（た だし、系統出荷による収入が主である個人農林水産業者は除く。）がその取組を 行う際に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する
補助事業者	市内中小企業者、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、一般社団法人、 一般財団法人、公益財団法人、公益社団法人
補助対象経費	インターンシップ等受入費用、面接に係る費用、外国人材雇用促進に係る費用
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下 限等）	2～25万円上限
	○少額（5万円以下）補助金の理由 インターンシップ受入学生の旅費・宿泊費が基準外となるが、政策上必要と考 える。
補助率等	対象経費（税抜）1/2※千円未満切捨て
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	厚生労働省認定制度（えるぼし・くるみん・ユースエール・もにす）取得企業 数 1社→3社
	○目標に対する費用対効果（計算式） 算出不可 ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 UIターン者等の人材の確保につなげ、安定した雇用を創出することを目的とし ているため、費用対効果は算出できない。
補助制度開始	令和3年8月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	ホームページ、募集要項
事業担当	（担当部署） 地域産業振興課 産業振興係
	（電話番号） 0259 - 67-7863(直通)